

## 11月祭、北部祭典及び教育学部祭期間中の京都大学立看板規程について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2018年2月1日）

11月祭、北部祭典及び教育学部祭期間中には、例年多くの団体等によって様々な構造物が京都大学構内に設置されていますが、その中には「立看板」と見なされるものも多く含まれると思われ（京都大学立看板規程中では「立看板」の定義が明確になされていないのでよくわかりませんが）。この状態で京都大学立看板規程を適用すれば、混乱を招きかねません。

そこで、11月祭、北部祭典及び教育学部祭期間の前日18時（5限終了時刻）から同期間最終日の翌日24時までの間、京都大学立看板規程の効力を一時停止されますようお願いいたします。

【回答】（回答日：2018年3月22日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

いただいたご要望については、1つのご意見として承ります。なお、11月祭、北部祭典及び教育学部祭における模擬店その他の催しに伴って設置される立看板については、規程第11条に基づき、当該敷地を管理する部局の長が設置を認めることができる旨の規定を設けています。